

監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書706 独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 改正 2025年 7 月 17 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) ・ 本報告書(年 月 日)は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前	監査基準報告書706 独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2024年 9 月 26 日 最終改正 2025年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第35号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) (新 設)

改正案	現 行
<u>の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> (省 略) 《付録３ 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 (省 略) 《文例１ 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》（A17 項参照） 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例２ 「強調事項」区分、財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見を含む監査報告書の文例》（A8 項参照） 文例の前提となる状況 ・ <u>公に取引されている事業体</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上	(省 略) 《付録３ 「強調事項」区分及び「その他の事項」区分が設けられた監査報告書の文例》 (省 略) 《文例１ 「監査上の主要な検討事項」区分、「強調事項」区分及び「その他の事項」区分を含む監査報告書の文例》（A17 項参照） 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例２ 「強調事項」区分、財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見を含む監査報告書の文例》（A8 項参照） 文例の前提となる状況 ・ <u>上場企業</u>の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 (省 略) 以 上 以 上